

巻頭言 「特別法廷」と最高裁判所の責任

講演

人権

論文

ハンセン病と皇室

研究ノート

ハンセン病「無頼県運動」の発端について
満州同康院の調査に向けて

小特集 第三回交流集会記録

〈分科会B〉

重監房とは何だったのか

コーディネーター

〈分科会C〉 ハンセン病問題 残された課題を問う

- 報告1 「子どもが差別を受けたことがいけばん悲しい」 黒坂愛衣・福岡安則
- 報告2 台湾楽生院の緊急報告 林 素 鳳
- 報告3 満州同康院について 瀬古 由起子
- 報告4 旧パラオの現状について 藤野 豊

〈朗読と語りと音楽による構成〉

ハンセンの詩「奪いし 人間を ふるさとを返せ」

〈青年学生部会フィールドワーク〉

草津町・旧「湯之沢部落」の痕跡をたどって

実践報告

県内外の青年が一緒に将来構想を考えた

―ハンセン病問題を知りたい青年交流会二〇〇七 in 沖縄―

「第二回ハンセン病資料セミナー」報告

人権劇「千の舞い」を上演して

「宮古南静園証言集」編集作業を終えて

―南の島の療養所からの便り―

私が見た・感じた・思った『証言編』

―『沖縄県ハンセン病証言集 沖縄愛楽園編』の紹介―

時評

ハンセン病問題における「まきかえし」

紹介

山本務・熱田一信共編『ハンセン病被害問題 プロジェクト作為・不作為へ』

熊本日新聞社編『ハンセン病とともに 心の壁を超える』

伊波敏男『ハンセン病を生きて―きみたちに伝えたいこと―』

金城幸子『ハンセン病だった私は幸せ』

徳田 靖之 …… 1

国本 衛 …… 5

田川 裕美子 …… 25

佐藤 労 …… 44

藤野 豊 …… 54

宮坂 道夫 …… 59

黒坂愛衣・福岡安則 …… 106

林 素 鳳 …… 124

瀬古 由起子 …… 129

藤野 豊 …… 135

現地実行委員会 …… 137

廣川 和花 …… 158

宜寿次 政江 …… 171

藤巻 修一 …… 178

小阿彌 義晴 …… 191

吉原 愛子 …… 200

大城 和也 …… 205

藤野 豊 …… 210

塚本 晋 …… 213

山田 天真 …… 216

郡山 知子 …… 219

小松 裕 …… 222

ハンセン病「無癩県運動」⁽¹⁾の発端について

佐藤 芳

(一) はじめに

ハンセン病は、古くから世界中でその相貌などの理由により激しく差別されてきた病気である。そして日本でもさまざまな差別されてきた。特に、一九〇七(明治四〇)年に「癩予防ニ関スル件」が公布されて府県連合癩療養所が全国五ヶ所に創設され、一九三一(昭和六)年に「癩予防法」が公布されてからは、政府はハンセン病患者を自宅から療養所に生涯隔離し、子孫を作らせないことによって、日本から根絶するとうい、非人道的な終生絶対隔離という政策を押し進めてきた。患者たちの待遇改善運動にもかかわらず、この政策は強く押し進められていた。さらに第二次世界大戦が終結して、新憲法により人間の権利が高く謳われたにもかかわらず、戦前とほぼ同じ終生隔離を内容とする「らい予防法」が一九五三(昭和二八)年に公布され、日本はハンセン病に関する過ちを正す機会を

失った。その後、ほぼ四十数年間、一九九六(平成八)年に「らい予防の廃止に関する法律」が公布されるまで、法律によって患者たちは過酷な人生を過ごさざるを得ない状況に追いやられてきた。他方で政府は、国家賠償責任が問われるまで、自らの責任を不問に付してきた。

政府が隔離政策を押し進めただけでは、患者の隔離は実際には功を奏しなかっただろう。隔離政策に国民が関与することによって初めて、国を挙げてハンセン病を隔離する運動が推進したと理解される。この国民が加担した運動が「無癩県運動」である。この運動を調べていくうちに「無癩県運動は、愛知県から始まった」という記述が存在することに気づいた。この記述は定説として機能し、さまざまな場所に記されている。政府が自らの責任に無感覚であるのと対照的に、運動に関つた多くの県民は無癩県運動に加担した過去を反省している。ところが愛知県民だけは、最初に行った

という重罪を負わせられている。

歴史記述に、こうした「某県が何々をした」と明言されるからには、明白な根拠があるのだらうと推測され、調べてみた。だがその根拠は誤っていると思われる。それを示すことによって、無癩県運動に関する愛知県の位置づけを訂正しようと思う。さらに「始めたのは誰か」の考察を通して、この運動に加担した各県の位置づけも訂正しようと思う。とはいえ、国民が無癩県運動に関して無罪になるわけではない。新たな位置づけにより、国民が犯した罪を反省する新たな地平を提示してみたい。

(二) 定説への疑念、何時始まったのか？

愛知県とハンセン病

愛知県とハンセン病との関係には、正と負の二つの側面がある。正の面は医師の小笠原登³⁾の活躍であり、負の面は無癩県運動である。ハンセン病は温暖な地域に広まる感染症である。鹿児島・熊本・沖縄などの九州地区と地理的に離れているが、愛知県は患者数が上位を占める県であった(一九一九年の調査では、鹿児島一七四三人、熊本一四九八人、愛知一〇八〇人と、三県が千人を超え、東京六二〇人、大阪六九九人を大きく引き離している)。このように多くの患者が居たということ

ということを物語っている。患者は神社仏閣に集まり、宮司や僧侶は彼らに祈りや治療を施していた。愛知県北西部の甚目寺村にある圓周寺も、そうした寺であった。小笠原登は、圓周寺の僧侶小笠原篤實の次男として生まれ(兄は哲学者の小笠原秀實)、父が漢方医師で、癩病、淋病、梅毒などの治療をしている環境で育った。光田健輔の隔離政策に反して、小笠原登が京大病院でハンセン病患者を外来で治療していたことは、弟子でもある大谷藤郎の指摘により広く理解されるようになった。愛知県が誇りうる点であろう。

これに対して、愛知県がハンセン病と関連する、いわば負の面が無癩県運動である。ハンセン病を教える際の良質な教材に『ハンセン病をどう教えるか』³⁾がある。愛知県と無癩県運動とのかわりを引用してみよう。

「全患者の終生隔離・絶対隔離を進めるうえでは世論の支持も必要でした。そのために唱えられたのが「無癩県運動」です。文字どおり各道府県内のハンセン病患者をすべて隔離してハンセン病患者のいない道府県をつくらうという運動で、一九二〇年代の終わりに愛知県から始められました。」(二六頁)、「引用文中の傍線は佐藤によるものである。以下の引用でも同じ。」

このような記述は、多くの本に記されている。そこで次のように定説を記しておく。

定説「無癩県運動は、一九二九(昭和四)年に愛知県

に始まった。」

この説が一般の書物に数多く登場する理由は、権威ある文献に登場するゆえに、他の書物はそれを引用するようになったからだと考えられる。そして典拠となる文献とは、以下の三つの資料であろう。第一資料は「ハンセン病問題に関する検証会議 最終報告書」(二〇〇五年)⁵⁾(以下では「最終報告書」と略記する)であり、第二資料は熊本地方裁判所の判決文(二〇〇一年)⁶⁾(以下では「熊本地裁判決文」と略記する)であり、第三資料は『日本らい史』山本俊一著(一九九三年)⁷⁾である。私の解釈は次の通りである。第一資料は第二資料に依拠し、第二資料は第三資料に依拠して書かれ、定説が成立したと推定される。まず第一資料『最終報告書』から見ていこう。

「無癩県」とは文字通り、ハンセン病患者がいない県、すなわち、すべての患者を隔離して、放浪患者や在宅患者がひとりもいなくなった県を意味する。この語が初めて使用されたのは、一九二九(昭和四)年、愛知県であったが、広く使用されるようになるのは、一九三二(昭和六)年の「癩予防法」公布により絶対隔離政策が実施されてからで、特にハンセン病患者の「二十年根絶計画」が開始された一九三六(昭和一一)年以降に強調されていく。『最終報告書』一七一頁)

次に、第二資料『熊本地裁判決文』を見てみよう。

「無癩県運動は、昭和四年における愛知県の民間運動が発端になり、その後、岡山県、山口県などでも始まった。しかしながら、日中戦争が始まった昭和十一年ころから、この運動の様相が変化し、全国的に強制収用が徹底・強化されるようになった。」(主文、第四章、当裁判所の判断「二五二頁」)

このように、第一資料も第二資料も、傍線部が示すように無癩県運動は一九二九年に愛知県に始まったと記している。ところが、残念なことにどちらも、資料を裏づける事実を記していない。これに対して、二つの資料に一〇年ほど先行する『日本らい史』には、記事を裏づける事実が記されている。長くハンセン病に関ってきた医師の山本俊一の見解は、説得力があったと考えられる。

「昭和四年(一九二九)愛知県の方面委員数十名が愛生園で患者の生活を視察し、帰県してから愛知県よりらいを無くそうという民間運動を始めたことが発端となり、その後岡山県、山口県などでも無らい県運動が始まった。」(『日本らい史』一二七頁)

このように、第三資料は、資料を裏づける事実を記している。この事実が本当ならば、確かに一九三一年に癩予防法が公布される以前に、つまり政府が無癩県運動を始める前に愛知県民が始めたという、愛知県の特殊性が浮かび上がることになる。

ところが残念ながら、一九二九年に愛生園はまだ開園していない。入所者が居ないのだから、患者の生活を視察できるはずもないのである。愛生園の自治会が出版している『隔絶の里程』に、次のように記されている。

「昭和三年一月十九日工事着工、同五年十一月二十日愛生園は開園の日を迎えたのである。初めての患者収容は昭和六年三月二十七日で全生病院から光田園長と行を共にした八一名と途中で収容した四名を加えた八五名であった。」(『隔絶の里程』一一頁)

岡山県の国立療養所長島愛生園は、一九三二(昭和六)年三月二十七日に光田健輔園長と患者など八五名が入所した、これが事実である。それゆえ山本説の年代は誤っていると考えられる。今後は、訂正された見解が広まることを望みたい。ところで愛知県の無癩県運動は、いつ始まったのだろうか。それを次に考察する。

(二) 暫定説、年代推定

山本俊一の記述の「年代」は誤っているとしても、残りの部分は正しいと思われる。なぜなら光田健輔の『回春病室』に、それを裏づける記述があるからである。

て患者の生活を正しく見た。(中略)愛知県からライをなくしようという運動がはじまったのである」(二五五頁)

この文章は、先の山本俊一の文章に酷似している。山本は光田のこの文章を典拠にして書いたのだと推測される。さて愛知県の方面委員が愛生園を訪問したのは何年だろうか。一九三九年の「愛生」に光田は「愛知県の無癩運動に就て」を記している。「方面委員の療養所訪問」という部分から引用しよう。

「昭和九年から昭和十二年かけて岡本大石両主事の勧誘により愛知県方面委員の愛生園訪問団が組織せられて救癩事業の認識を高めると同時に郷里に於て二階や物置に閉籠められ日の光をも拝む事の出来なかつた患者が続々と救はれた。」(五頁)

このように、愛知県の方面委員が愛生園を訪問したのは一九三四(昭和九)年である。この事実によつて、山本説を修正して、次のように暫定説を提示しよう。

暫定説「無癩県運動は、一九三四(昭和九)年に愛知県に始まった」。

さて、愛知県の無癩県運動が始まったのが一九三四年ならば、一九三一年に「癩予防法」が公布され、さまざまな運動が国の主導で展開されてから後の時期である。その時期に愛知県が無癩県運動を行ったことに、特筆すべき理由はないと思われる。国の政策に従ったのである。また愛知県が本当に始まりであろうか。他

の県はどうだったのだろうか、考察してみたい。

(四) 無癪県運動への光田健輔のかかわり

― 光田の非一貫性 ―

先の「愛知県の無癪運動に就て」の「結論」で、光田は次のようにも記している。「愛知県によつて最も先に主唱せられたる無癪県運動を継続せられん事を希望するものである」(六頁)。この記述からすると、たとえ、年代が一九三四(昭和九)年に修正されるべきであるにせよ、愛知県が無癪県運動を最初に始めた県であると解すべきなのだろうか。しかし、光田は『愛生園日記』では、次のようにも記している。

「そこで私たちは大がかりな全国無ライ県運動をはじめた。〔中略〕千名をこえた愛知県のライは昭和十四年には三百六十一名に減つていった。〔中略〕まっさきに無ライ県運動を起したのは鳥取県で、昭和十一年に鳥取ライ予防協会を作つて、六万円の基金募集をした。うち二万五千元を愛生園に寄付して「鳥取寮」を建設し、鳥取県患者の優先収容を約束した。」(一七八頁)

先の「愛知県の無癪運動に就て」の「結論」では愛知県が最初であると記していたにもかかわらず、こちらの『愛生園日記』では、一九三六(昭和一一)年に鳥取県が最初に無癪県運動を起したと記している。

らが、光田によつて褒め称えられているのである。では愛知県はどうだろうか。

(五) 名付け親としての光田健輔

先ほどの「愛知県の無癪県運動に就て」の中には、次のようにも記されている。

「兎に角熱田署管内及知多方面の浮浪者の減少は著しいものがある。これは昭和九年以来衛生当局と方面委員団体との密接なる提携による啓蒙運動に端を発し、〔中略〕彼等の主張は十坪住宅を建設し一戸平均五人を収容するときは、当時現住した四百人の癪を収容するには八十棟即ち八百坪の住宅を国立癪療養所に寄付して全部療養所に収容し、国庫によつて此四百人を救助すべしと云ふ計算であつた。此を名づけて無癪県運動と云ひ、全国の救癪事業を風靡するの観があつた。」(四頁)

方面委員が無癪県運動を起したのは一九三四(昭和九)年であると、ここでも記されている。そして「浮浪者の減少は著しい」と愛知県の運動を褒め称えている。愛知県が一番だと褒めたかったのは、浮浪患者を著しく減らしたからであると考えられる。

この箇所には、もう一つ重要な点が記されている。それは光田がこの運動を無癪県運動と「名づけて」いる点である。同様な記述は『回春病室』にも記されて

このように光田自身の言葉には一貫性がない。それゆえ光田の記述を信用して、無癪県運動の始まりの県や年代を確定することはできないと思われる。この引用で重要なもう一点は、無癪県運動を始めたのは「私〔光田〕たち」であると明言していることである。

ではなぜ光田は、自分たちではなく、愛知県であれ、鳥取県であれ、某県が無癪県運動の最初だと記したのであるのか。光田には、最初の県を名指すことに、事実を書き記す以上の意味が他にあつたのではないかと推測される。それは、光田自身が計画した無癪県運動を推進している県を褒め称えるという意図でないだろうか。親が子供を褒めるように、光田は、自分の考えを忠実に実行している県を、よくやったお前が一等だ、よくやったお前が一番最初だ、と褒め称えているように解されるのである。そのように考えることで、「最も先に主唱せられたる無癪県運動」の愛知県と、「まっさきに無ライ県運動を起した」鳥取県を、年代が前後するにもかかわらず整合的に理解することができると考えられる。では、何をした県が褒め称えられているのだろうか。

鳥取県の記述で、無癪県運動に関連して記されているのは、鳥取ライ予防協会を設立したこと、六万円の募金活動をしたこと、そのうち二万五〇〇〇円を愛生園に寄付して十坪住宅「鳥取寮」を建設したこと、その住宅へ鳥取県患者を優先収容したことである。これ

いる。

「その結果社会主事と衛生主事の協力により、県下四百人弱の患者すべてを収容するため、それに必要な八百坪―即ち十坪住宅八十棟を国立療養所に寄付するという具体案が樹てられた。これを無ライ県運動と名づけ、この運動は全国的に広げられていった。」(一五六頁)

このように、無癪県運動という言葉を使い始めたのは光田健輔であると推定される。光田がこの言葉の名づけ親である。さてこの記述には無癪県運動と名づけられている運動の内容が明示されている。それは、自分の県の患者を療養所に送り込み、そこで住むための十坪住宅を県が建て、国に寄付することである。自分の県に癪病患者を無くそうとすれば、患者を自分の県から追い出すこと、患者を他所の県に収容することで目的は達せられる。だから、無癪県運動は十坪住宅運動と密接に結びついた運動であると解される。

なお、一九三一(昭和六)年に立案された十坪住宅運動に応じて、寄付金を出した順序で言えば、昭和六年の田中竜大が最初である(『隔絶の里程』一二九頁)。また、建設の順序で言えば、一九三二(昭和七)年九月に岡山県の「慈岡寮」が、一九三四(昭和九)年五月に愛知県の「熱田寮」が、一九三八(昭和一三)年三月に鳥取県の「鳥取寮」が竣工している。また寄付

金の多寡の順序で言えば、一九三四（昭和九）年では、一位は東京（九二・四、五八円）、二位は岡山（四九・二、二九円）であり、鳥取（一九五、〇三円）は八位にすぎないのに対して、一九三七（昭和一二）年では、一位は兵庫（三〇・一五八、六八円）、二位が鳥取（二八・六三、〇三円）、三位は岡山（二四・二〇、九六円）、四位は東京（一七・〇〇七、〇九円）である。¹⁵ これを見ると鳥取県が飛躍的に募金を増やしていることは明らかである。患者数がたった一〇七人（大正八年の調査）でしかない鳥取県が多額の募金を集めたことで、光田は鳥取県が「二番」であると褒めたくなったのであろう。

また、十坪住宅を立案したのは光田健輔である。「わたしは広く社会に訴えて、ひとりでも多くの人を療養所に入れるために、『十坪住宅運動』を起した」（『愛生園日記』一五八頁）。光田は、ハンセン病を根絶するためのさまざまな策を提起していた。そして、ハンセン病を根絶する二つの側面で、それぞれ名づけ親となっている。療養所という受け入れ側の運動を「十坪住宅運動」と名づけ、各県から患者を送り出す側の運動を「無癩県運動」と名づけたのである。そして募金を多く集めた鳥取県を一番だと褒め、浮浪患者を著しく減らした愛知県を一番だと褒め称えたのであろう。

この十坪住宅運動へ、国民全体が関わるように、光田は次のように促している。「三千年間放置されていた救癩の大事業はただ政府当局及一部にのみ任せて解

決しうるものではない。国民相互の協力理解に依らずしては決して解決しない」（前掲『問題資料集成 第二巻』二九二頁）。ハンセン病をなくすためには、患者を県から送り出す「無癩県運動」と、患者を療養所で受け入れる「十坪住宅運動」という組み合わせを、「官民一体になって」取り組むべきだと光田は考え、訴えていたのである。

（六）愛知県による『ハンセン病の記録』

熊本地裁の判決文のような権威ある文献に異議を差し挟むことは無謀と思われるかもしれない。しかし、疑念を抱いているのは私だけではない。国家賠償請求訴訟確定後に、各県はハンセン病との関りの歴史、反省今後の取り組みを明示せねばならなくなった。愛知県もそうであり、『ハンセン病の記録』¹⁶ を作成し公表している。熊本地裁の判決文や山本説に疑義を呈している部分を、引用しよう。

「県内のハンセン病患者を療養所に全員収容しようとする『無癩県運動』は、平成一三年五月の熊本裁判所判決文に「無らい県運動は、昭和四年における愛知県の民間運動が発端になり〔中略〕」と記載され、同様に『日本らい史』（山本俊一著平成五年十二月発行）には「昭和四年愛知県の方面委員数十名が愛生園で患者の生活を視察し、帰県して

から愛知県よりらいを無くそうという民間運動を始めたことが発端となり〔中略〕」と記されている。しかしながら、いづれにおいてもその内容や裏づける資料が明らかにになっていない。」（一四頁）

私が無癩県運動の論文を書くと思った始まりは、この記述に出会ったことである。控えめな表現ではあるが、明白に熊本地裁と山本俊一に対して疑念を呈している。今回、自治会の文書に基づいて山本説の誤りを明確にすることができ、光田の自著を用いて愛知県が無癩県運動と関わり始めた年代を推定することができた。

愛知県が、無癩県運動として関り始めたのが一九三四（昭和九）年だとしても、それ以前にもハンセン病に関わっていたのは事実である。『ハンセン病の記録』に基づいて、この時期の関わりを記しておこう。一九二九（昭和四）年四月九日付けの「新愛知」の記事によれば、長野市で開かれた中部七県方面委員大会に、愛知県からも方面委員が参加し、癩病患者、精神病患者および結核患者に関する件を提出し、対策を講じようとしている。癩病・精神病・結核を、等しく対策を講じる必要のある病として方面委員たちが考えている様子が伺える。また、一九三一（昭和六）年三月一六日付けの「名古屋新聞」の記事によれば、愛知県癩病撲滅同盟の初大会が名古屋市公会堂で開催されている。財団法人癩予防協会が昭和六年一月に設立され、その

趣意書が作られていることからして、それに応じて愛知県でも癩病撲滅同盟が作られたのであろう。愛知県が自主的に立ち上げた運動ではない。

このように、愛知県は、一九三一（昭和六）年の癩予防法より以前には、精神病や結核などと同じようにハンセン病とかかわり、同法が公布された後には、政府主導の運動に他の県と同様に加担していたのである。一九三一年の前も後も、愛知県は、他の県と同様にハンセン病と関わっているに過ぎないと考えられる。

（七）始めたのは誰か、光田の計画

さて定説を「無癩県運動は、一九三四（昭和九）年に愛知県に始まった」という暫定説に変えることで、無癩県運動と愛知県との関係を正しく表しているだろうか。これも疑わしい。というのは、「無癩県運動は、某県に始まった」という表現に含まれる「始める」という言葉には、他から影響されることなく、自ら為すという意味が含まれるからである。愛知県は他から影響されることなく独自に無癩県運動を始めたのだろうか。決してそうではない、一九三四年は予防法の公布後なのであるから、さまざまな施策が為されている。そうした施策の中に無癩県運動を位置づける必要がある。

さまざまな施策を推し進めてきたのは誰であろうか、

誰か一人が、個人の力で日本の政策を動かしてきたというのはいきなりすぎるけれども、光田健輔の影響力が最も強かったと考えるのは妥当であろう。重要な局面で光田は政策を押し進めている。彼は一九〇二年と一九〇六年に論文を書き、隔離政策を訴え、それが反映されて一九〇七（明治四〇）年に「癩予防二関スル件」が公布され、府県立連合の療養所が設立された。また光田は一九一九年に私案を書き、内務省は一九二一年一月に「癩予防に関する意見」としてまとめた。ハンセン病患者実数を一九二一年三月に発表し、この調査に基づき一九三〇年一〇月に内務省衛生局は『癩の根絶策』の二〇年計画を採択した。同年三月に当局は『癩の話』を作成し、自宅療養患者・家族に配布した。翌年三月に長島愛生園に患者達が入園し、同年三月に「癩予防法」が改定され、全患者が強制隔離の対象になった。また同年三月に財団法人「癩予防協会」が設立され、民間の力を動員することになった。

こうして光田健輔は、最初の国立療養所である長島愛生園の園長となった。そして患者を収容する住宅が不足していることを痛感して、受け入れ側としては「十坪住宅運動」を送り出す側の各県には「無癩県運動」を考案した。そうであるから、無癩県運動の発端は、県側にあるのではなく、光田の側にあると考えられる。光田の計画を国が推し進め、各県が同調したにすぎない。県民がしたことは「癩予防二関スル件」以

降であれば浮浪する患者を送付したことである。「癩豫防法」以降になって初めて、積極的に無癩県運動を推進したのである。しかし、いずれにしても政府に従った従順な国民の為したことには過ぎない。そうしたことから、私は年代を変更しただけの暫定説を撤回して、「無癩県運動の発端について」を、次のように定式化する。

新説「無癩県運動」は、一九三一年の癩予防法の施行後に、光田健輔が「十坪住宅運動」と共に発案し、政府が推進し、各県が同調して広まった。

（八） 結論

ハンセン病の「無癩県運動」は、一九二九年に愛知県に始まった」というのが定説である。しかし、この説が典拠にしている「愛知県の方面委員が愛生園で患者の生活を視察すること」は、愛生園への入所が一九三一年であるゆえにできない。それゆえ定説の年代は誤っている。方面委員が園を視察したのは一九三四年である。一九三一年に「癩予防法」が公布された後に、隔離のためのさまざまな施策がとられた。光田健輔は「癩予防法の施行後「十坪住宅運動」と「無癩県運動」を発案し、政府の後押しを得てそれを推進した。それゆえ、ハンセン病無癩県運動の発端は、愛知縣でもその他の県の側でもなく、光田健輔の側にある。各県は

法を守り政府の命令に従って、県内の患者を療養所に送り隔離政策を推進させた。各県の責任は、始めた責任ではなく、同調し促進した責任というべきであろう。

註

- （１） ハンセン病問題を扱う際に「癩」という言葉は差し控えられているのは承知しているが、歴史的事実を扱う本論文では、歴史的記述に即した場合に限ってこの言葉を使う。
- （２） 全国ハンセン氏病患者協議会『全患協運動史―ハンセン氏病患者のたまたかの記録』一光社、一九七七年。日本にも患者の権利を求める運動が明白に存在している。
- （３） 八木康敬『小笠原秀実・登』リブポート、一九八八年。玉光順正ほか企画・編集『小笠原登―ハンセン病強制隔離に抗した生涯』真宗大谷派宗務所出版部、二〇〇三年。
- （４） 「ハンセン病をどう教えるか」編集委員会編『ハンセン病をどう教えるか』解放出版、二〇〇三年。
- （５） ハンセン病問題に関する検証会議『ハンセン病問題に関する検証会議 最終報告書』財団法人日弁連法務研究財団、二〇〇五年。
- （６） ハンセン病違憲国賠裁判全史編集委員会『ハンセン病違憲国賠裁判全史』第三卷 西日本訴訟（Ⅲ）、皓星社、二〇〇六年。
- （７） 山本俊一『日本らい史』東京大学出版会、一九九三年。
- （８） 長島愛生園入園者自治会編『隔絶の里程』日本文教出版株式会社、一九八二年。長島愛生園入園者自治会編『曙の潮風』日本文教出版株式会社、一九九八年、一一頁。
- （９） 光田健輔『回春病室―救ライ五十年の記録』朝日新聞社、一九五〇年。
- （１０） 財団法人藤楓協会編『光田健輔と日本のらい予防事業』三秀

美術印刷株式会社、一九五八年。

- （１１） 光田健輔『愛生園日記 ライとたたかった六十年の記録』毎日新聞社、一九五八年。

- （１２） 藤野豊編・解説／編集復刻版『近現代日本 ハンセン病問題資料集成（戦前編）』（第六巻）不二出版、二〇〇二年、三四七頁。

- （１３） 鳥取県ハンセン病資料集作委員会『風紋のあかり』鳥取県福祉保健部健康対策課、二〇〇二年、六頁。

- （１４） 岡山県については、前掲『問題資料集成』（第三巻）二九六頁。愛知県については、同書（第六巻）一六八頁。島根県については、前掲『風紋のあかり』六頁。

- （１５） 藤野豊『日本ファシズムと医療』岩波書店、一九九三年、一四五頁。

- （１６） 愛知県健康福祉部健康対策課『ハンセン病の記録』愛知県、二〇〇四年。

- （１７） 前者は前掲『光田健輔と日本のらい予防事業』三〇七頁。後者は同書一六〇―三二頁。

- （１８） 前掲『問題資料集成』（第一巻）二二二頁、同書（第二巻）一一四頁、三三五頁、三五四頁。